

後期高齢者医療被保険者に対する はり、きゅう施術費の助成は、 1日1回、1ヶ月に5回までです。

被保険者の健康の保持増進のため、広域連合が指定した施術師から受ける「はり」、「きゅう」について、施術費の一部を助成していますが、下記の事項に十分注意して、適正なご利用をお願いいたします。

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 長崎県後期高齢者医療の被保険者 |
| 対象施術 | 広域連合が指定する施術師が行う はり、きゅう (保険診療による施術については、対象外) |
| 助成内容 | 施術1回につき700円の助成 助成の対象となる施術は <u>1日1回</u>とし、<u>1ヶ月に5回</u>を超えることはできません。 |
| 助成の受け方 | 被保険者証及び印鑑を提示して、施術を受けることで、施術費の一部が助成されます。 |

複数の施術所で施術を受けることで、回数制限を超えた場合、その超過分について、被保険者の方から返還していただく場合があります。

(例) 被保険者 A さんが、平成20年4月に 施術所で4回、××施術所で3回の施術を受けた場合、1ヶ月で計7回となり、2回の回数超過となります。

【お問い合わせ先】長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課

電話：095-816-3930